

# Renaissance

2022.8

暑中お見舞い申し上げます

No.56

事務所報を通して多くの方々と語り合い、皆様と共にさらに充実した事務所を目指して



## AICHI SOGO LAW OFFICE

弁護士 村上文男	弁護士 西尾 進	弁護士 尾関栄作	弁護士 檀浦 康仁	弁護士 勝又 敬介	弁護士 木村 環樹
弁護士 渡邊健司	弁護士 水野憲幸	弁護士 森下 達	弁護士 奥村典子	弁護士 小宮 仁	弁護士 遠藤 悠介
弁護士 加藤耕輔	弁護士 横井優太	弁護士 服部文哉	弁護士 米山健太	弁護士 中内良枝	弁護士 居石孝男
弁護士 田村祐希子	弁護士 深尾 至	弁護士 佐藤康平	弁護士 鈴木嘉津哉	弁護士 安井孝佑記	弁護士 加藤純介
弁護士 黒岩将史	弁護士 三宅祐樹	弁護士 牧村拓樹	弁護士 岩田雅男	弁護士 田中隼輝	弁護士 丸山浩平
弁護士 小出麻緒	弁護士 長沼寛之	弁護士 西村綾菜	弁護士 中村 展	弁護士 松山光樹	弁護士 鈴木智大
弁護士 浅野桂市	弁護士 加藤怜樹	弁護士 浅井 航	弁護士 黒田雅明	弁護士 藤村 衛	弁護士 森田侑実重
税理士 大橋由美子	税理士 大橋信義	司法書士 日下部敬太	社会保険 労務士 小木曾裕子	社会保険 労務士 大内直子	



この事務所報は再生紙を使用しております。

古紙100%再生紙

愛知総合法律事務所

検索

<https://www.aichisogo.or.jp>



# 法曹三者

## そろいました

代表弁護士 村上 文男



刑は中々自信をもって言いあてられません。鈴木弁護士はその点、元検事ですので正確にアドバイスをしてくれます。大変頼もしい限りです。

**1 元検事が入所してくれました**  
当事務所では弁護士、税理士、司法書士、社会保険労務士が所属しており、ワンストップが売りの一つです。同様に法曹三者（裁判官、検察官、弁護士）の集まりにしたいとも考えていました。しかし検察官出身者の採用が進んでいませんでした。やっと今年の四月に六年間検事をしていた鈴木嘉津哉元検察官が弁護士として入所してくれました。当事務所では年間一〇〇件以上の刑事案件を受任します。大型刑事案件も何件か扱います。そのためある程度の刑事事件のノウハウは蓄積していますが、量

**2 元裁判官も入所してくれています**  
当事務所は元々、名古屋地方裁判所の所長であった上野精先生と村上が共同代表で設立した弁護士法人です。上野先生亡き後も柄彌裁判官、熊田裁判官が入所してくれました。現在は西尾元裁判官が入所してくれています。西尾元裁判官には準備書面を見て頂いたり、判決の予測を教えて頂いています。当事務所では判例研究会を月一回

**3 法曹三者の所属効果**  
当事務所は比較的若い弁護士が多いのでそれを補うためにも裁判官、検察官の入所は大変うれしいことです。法曹三者の交流は制度的にも整備されています。弁護士から裁判官、検察官になるルートとして任官制度があります。裁判官と検察官は交流制度があります。裁判官、検察官退官後は弁護士にな

る人が多いです。当事務所は検察官には縁がなかったのですが、鈴木弁護士の入所を契機として検察官の入所の可能性が高まる期待しています。法曹三者が所属することは当事務所の依頼者にとっても大いにプラスに働くのではないかと思っています。



## 新人(74期、経験弁護士、元検察官) 入所とこれからの 当事務所の発展について

共同代表弁護士 横井 優太



当事務所では、令和3年12月に73期浅井航弁護士、令和4年3月に69期三宅祐樹弁護士、同年4月に元検察官の68期鈴木嘉津哉弁護士、同年5月に74期の黒田雅明弁護士、藤村衛弁護士及び森田侑実重弁護士が入所しました。半年の間に経験弁護士2名、検察官出身の弁護士1名、新卒採用の弁護士3名を新人弁護士としてお迎えしたことになります。

これまで当事務所では、司法修習を修了した新卒者を対象とする採用活動を行ってきましたが、今年は新卒者と経験弁護士・他職経験者を同数採用することになりました。採用を一部見直した背景には、コロナ禍を始めとする目まぐるしい変化の中で全体最適の決定を行うには、同質化の進んだ閉じられた組織よりも、様々な経験やバックグラウンドを持った構成員が交流する開かれた組織の方が望ましいという意見が強くなっています。

開かれた事務所を目指す取り組みの一環として、新卒で入所した弁護士は、入所から90日間、その日に学んだこと、疑問に思ったことを業務日

報の形で電子会議室に投稿しています。この電子会議室は、事務所に在籍する弁護士であれば誰もが閲覧することができるようになっています。新人目線からの疑問点や試行錯誤の経過が言葉で表現されることで、先輩弁護士の側にも気付きが生まれ、弁護士相互の対話や交流が促されています。

また、経験弁護士として入所した弁護士は、入所早々から専門的な知識が必要な案件の解決に取り組む傍らで、弁護士採用活動等の所内業務にも携わっています。これまで当たり前のように積み重ねてきた所内業務に疑問を投げかけることで、長年同じ業務に携わってきた私たちには得難い気付きを与えてくれています。その成果として、毎月行っている実務研究会・判例研究会や毎年8月に実施するサマークラークを今年度からリニューアルすることになりました。

今後も、様々な経験やバックグラウンドを持つ方を事務所にお迎えしたいと思います。



# 法曹三者

## 愛知総合法律事務所に入所して



Hiroki  
Makimura

弁護士 牧村 拓樹



Hiraku  
Nakamura

弁護士 中村 展



Kohei  
Maruyama

弁護士 丸山 浩平

元裁判官の弁護士が所内にいると、事実認定や立証の程度などについて、相談することができる、自分の担当している事件について、よりいい結果に導く上で非常に助かっています。また、元検察官が新たに入所しました。入所してから、早速、刑事事件について頻繁に相談しています。事件の見立てや量刑の相場感など、「元検察官であるからこそ」できるアドバイスがたくさんあるので、非常に助かっています。

特に訴訟や調停などを裁判所を介した手続にあいて、弁護士としては、法曹三者の中でも、弁護士とは違う立場である裁判官・検察官の経験は、非常に参考になります。官と元検察官が所内にいるという強みをいかして、よりいい解決を常に目指していくたいです。

元裁判官や元検察官の弁護士と一緒に仕事をしていますと、担当している事件の裁判や刑事処分の見通しを聞くことができるの非常に有益です。担当している事件をいつも代理人として動いていが、やはり依頼者様の代理人として動いています。元検察官が所内以上、依頼者様に有利な視点になってしまっているのではないかと心配しています。元裁判官としての心証、事件の今後の見通しなどについて、アドバイスをよくせつております。元裁判官の弁護士には、そのようなときに裁判官としての心証、事件の今後の見通しなどについて、アドバイスをよくせつております。

私が弁護士登録をして愛知総合法律事務所に入所したのは二〇一八年十二月であり、今年の六月で三年半が経過しました。私は司法修習を修了してから約四十年間裁判官として勤務しましたが、その間大部分は地方裁判所又は高等裁判所で民事事件等裁判所でさまざまな事を担当し、最後は簡易裁判所でさまでまな事を担当しました。裁判官の仕事は、基本的に当事者から申立てられた訴えについて証拠書類や証人を

調べて審理した後、判断や決定などの形で判断を示す仕事ですが、そのような仕事の性質上どうしても受身な仕事になりがちです。それに対して、弁護士の仕事はもつと当事者と直接のかかわり合いをもつて、表面に出でないさまざまなものもあれば、表面に出でないさまざまなものもあれば、必ずしも過去の経験だけにとらわれず、新しい気持ちで能動的に仕事に取り組む必要があると考えています。



Susumu  
Nishio

弁護士 西尾 進



Katsuya  
Suzuki

弁護士 鈴木 嘉津哉

入所してしばらく経ましたが、私は日々の業務に取り組む中で、各弁護士が本当に多種多様な事件を日々大量に扱っているんだということを実感しました。この強みを生み出すことはできず、日々勉強を重ね、最も良い結果を導けるよう努力を続けなければならぬといふことを改めて感じ、私も、通りのことは何でも対応できるという段階になりました。そこで、私は元検察官による元裁判官の弁護士とは、執務スペースが離れたところもあり「この証拠を出したら逆に不利になる可能性があるが」「この事件で裁判官は今どんなことを考えているか」などざつぱんな相談をよくしてあります。

弊所にいる元裁判官の西尾弁護士とは、執務スペースが離れたところもあり「この証拠を出したら逆に不利になる可能性があるが」「この事件で裁判官は今どんなことを考えているか」などざつぱんな相談をよくしてあります。

弁護士として、事件処理を行つていく上で、法曹三者の中でも、弁護士とは違う立場である裁判官・検察官の経験は、非常に参考になります。官と元検察官が所内にいるという強みをいかして、よりいい解決を常に目指していくたいです。

元裁判官の弁護士には、そのようなときに裁判官としての心証、事件の今後の見通しなどについて、アドバイスをよくせつております。元裁判官の弁護士には、そのようなときに裁判官や元検察官の目で事件を見てもうい、より客観的な見通しを依頼者に伝えることがで

# 終活と遺言

遺言書

弁護士 勝又 敬介



終活という言葉が世間に浸透して時間が経ち、自分が亡くなつた後に遺族が揉めないように、と願う方は増えましたが、現実には遺産に関する紛争は減らず、裁判所で親族同士が争うことになるケースは多数あります。

こうした事態への生前にできる対策の代表が遺言です。遺言が有効であると認められれば、亡くなつた後の財産の処分についてご自分の意思を反映させることができます。残された相続人らとしても、被相続人の思いが書面に残されていれば、心情的にも納得しやすく、遺産の分割がスムーズに行くことが多いと言えます。

もつとも、遺言があつても不動産の評価や※遺留分などの問題があり、相続人間で紛争になる可能性は残ります。また、法的に問題が無くとも、感情面で相続人が納得するかどうかは別問題です。そのため、遺言の作成に当たっては、遺留分等の法的な点に配慮しておくほか、遺言者が何故遺言の内容をそのように定めたのかを遺言の中に記載するなどして、法的にも感情的にも相続人らが納得しやすい形としておくことが望ましいと言えます。

せっかく遺言を残すのであれば、遺言の有効性はもちろん、相続人間で紛争になるリスクや相続人らの心情にも配慮した遺言を作ることが望ましいと思われます。また、場合によつては相続税対策など税理士の視点も必要になることもあります。必要であれば、弁護士、税理士等の専門家が多数所属する当事務所にご相談頂ければ幸いです。

※遺留分とは：被相続人の遺産について、兄弟姉妹を除く法定相続人に對して保障される、最低限の取り分です。直系尊属以外の相続人は法定相続分の二分の一、直系尊属は三分の一、兄弟姉妹は〇です。



弁護士 岩田 雅男

## 1.はじめに

成年年齢の引下げ等を内容とする「民法の一部を改正する法律」(平成30年法律第59号)が、令和4年4月1日から施行されました。

ここでは改正法の概要をお伝えするとともに、影響の大きい部分についてご説明をいたします。

## 2.改正法の概要

改正法は、①民法が定める成年年齢を20歳から18歳に引き下げる事、②女性の婚姻開始年齢を16歳から18歳に引き上げることを内容としてます。

これは、選挙権が18歳に引き下されたことも踏まえ18歳以降を自立した主体として取り扱うべきこと、現実的にも18歳から大学入学や就職を機に一人暮らしを始めることが多いこと、諸外国との比較等を理由としています。

## 3.影響の大きい部分

### (1)18歳から20歳の保護

従来の民法では、20歳未満の子どもが親の許可なく行った取引は、あとから取り消すことができました。しかしながら、改正法では、18歳以降であれば、成年と取り扱われる所以、あとから取り消

すことができないことになります。

法務省としては、小・中・高等学校における教育の充実、消費者契約法の改正、ホットライン・相談窓口の充実等を対策として挙げているところですが、個別の案件の解決への直接的な対応とはいがたいです。私ども日々ご依頼いただく案件の解決によって権利の救済を行いたいと考えています。

### (2)養育費の終期について

従来、養育費については、成年まで支払うことを内容とする合意がなされることもあり、この場合に18歳までしか支払われないのではないかという疑問が生じるところです。

もっとも、養育費の合意をした当時には「成年」とは20歳のことを指すという意思であったと考えられるので、改正によって終期は変わらないと考えられています。

また、今後取り決める養育費についても、あくまで養育費は子が未成熟な場合に支払われるべきものと考えられますので、大学に通っているなどで十分に成熟していない場合であれば、改正法下でも22歳の3月までを終期とすることが可能です。



# 成年年齢の引下げ



# ～ご挨拶～

弁護士 佐藤康平



暑さが日ごとにましてまいりましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか。

弁護士法人愛知総合法律事務所副代表弁護士の佐藤康平です。

私は、今年こそは夏らしいことをしようと思いながら、充実した業務を言い訳に、プライベートは何もせず過ごしております。

さて、当事務所には元裁判官の西尾進弁護士と、元検察官の鈴木嘉津哉弁護士が所属しております。

西尾進弁護士は、1976年に裁判官に任官後、2018年に至るまで、金沢家庭裁判所所長をはじめとして数々の要職を歴任し(ここには書ききれませんので、ぜひ、当事務所ホームページをご覧ください。)、その後弁護士登録し、当事務所にて執務を頂いております。なお、当然ですが、私からすると、法曹の大先輩になります。

鈴木嘉津哉弁護士は、2015年に検察官に任官後、

東京地方検察庁、名古屋地方検察庁等で執務の後、2022年より弁護士登録し、当事務所にて執務を頂いております。なお、余談ですが、鈴木嘉津哉弁護士は、私と司法修習期が同期になります。

当事務所は、「顧客のために」を理念とし、総合化・大型化・専門家を推し進めております。

特に、専門化という観点において、元裁判官及び元検察官のそれぞれの立場からの専門的な知見は、非常に重要なものとなっており、当事務所の発展に、大きく貢献をしていただいております。

今後も、当事務所の叡智を総動員し、顧客のため、当事務所一同、全力を尽くしてまいりますので、今後とも、弁護士法人愛知総合法律事務所を、どうぞよろしくお願い申し上げます。

この度、愛知総合法律事務所の副代表に就任することとなりました弁護士の森下達(とおる)と申します。  
私は、これまで、弊所の春日井事務所、伊勢駅前事務所、津事務所の開設に携わり、各事務所の所長を務めて参りました。弊所は、これまで多くの支所を開設し、皆様がご利用になりやすい事務所たらんとしてきました。そして、これからも、より一層ご利用になりやすい事務所になることを変わらず求めて参ります。その過程において、私も微力ながらも全力を尽くしてまいりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。



弁護士

安井孝佑記



弁護士  
森下 達

この度、愛知総合法律事務所の副代表に就任することとなりました弁護士の森下達(とおる)と申します。  
私は、これまで、弊所の春日井事務所、伊勢駅前事務所、津事務所の開設に携わり、各事務所の所長を務めて参りました。弊所は、これまで多くの支所を開設し、皆様がご利用になりやすい事務所たらんとしてきました。そして、これからも、より一層ご利用になりやすい事務所になることを変わらず求めて参ります。その過程において、私も微力ながらも全力を尽くしてまいりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

これまで、愛知県西三河を中心に業務を行つて参りましたが、今回の副代表として、岡崎事務所所長弁護士の安井孝佑記です。

私は、当事務所に入所後、名古屋丸の内本部事務所、名古屋新瑞橋事務所を経て、岡崎事務所を開設し、現在に至ります。

これまで、愛知県西三河を中心に行つて参りましたが、今回の副代表として、岡崎事務所所長弁護士の安井孝佑記です。

私は、当事務所に入所後、名古屋丸の内本部事務所、名古屋新瑞橋事務所を経て、岡崎事務所を開設し、現在に至ります。

これまで、愛知県西三河を中心に行つて参りましたが、今回の副代表として、岡崎事務所所長弁護士の安井孝佑記です。

私は、当事務所に入所後、名古屋丸の内本部事務所、名古屋新瑞橋事務所を経て、岡崎事務所を開設し、現在に至ります。

これまで、愛知県西三河を中心に行つて参りましたが、今回の副代表として、岡崎事務所所長弁護士の安井孝佑記です。

私は、当事務所に入所後、名古屋丸の内本部事務所、名古屋新瑞橋事務所を経て、岡崎事務所を開設し、現在に至ります。

ルネサンス編集委員一同

ルネサンス2022年  
夏号を最後までお読みい  
ました。  
所内コンテストで選ん  
でいただきました本号の  
表紙写真は、自宅近くの  
ひまわり畑で撮影しまし  
た。夏の日差しをたっぷり  
浴びて太陽に向かってま  
つすぐ咲くひまわりは、見  
ているだけでパワーをも  
らえる気がします。皆様の  
ところにも、ひまわりのよ  
うに元気いっぱいで明る  
い日常生活が早く戻ることを  
願っています。

A・Kさん

編集後記  
after word



弁護士法人  
愛知総合法律事務所

名古屋丸の内本部事務所

〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目2番29号 ヤガミビル4階・5階・6階(受付)

TEL.052-971-5277(代表) FAX.052-971-7876

\*ご相談・ご来訪の際は予め電話にてご予約ください。

無料法律相談専用回線

TEL.052-212-5275 受付時間:午前9時30分～午後5時30分



※発送先の変更等をご希望される方は、弊所までご連絡ください(TEL:052-971-5277)